1 地域安全について

(1)地域安全って…

地域安全とは、地域住民、ボランティア団体、自治体等が協働して防犯パトロールなどの自主的な安全活動に取り組むことにより、私たちの日常生活に危険を及ぼすいろいろな犯罪や事故、災害等の被害を未然に防止し、安全で住みよい地域社会を実現することです。

(2)どうして危機管理が強くうたわれるようになってきたか

背景として、平成13年6月の池田市の小学校内での児童殺傷事件、9月の歌舞伎町雑居 ビル火災での火災による大惨事や世界中を震撼させて米国の同時多発テロ事件、バイオテロといわれる炭疽菌事件、14年1月には新宿中央公園内の爆発事件と想像を絶する事件が 相次いで発生しました。

このような世相の中で、区民が安全で安心して生活し、また区外の人が安心して集える町を標榜する新宿区としては、地震や台風、集中豪雨などの自然災害だけでなく、事故・事件等の突発的事態に際しても、円滑かつ迅速・的確な措置をとるため、危機管理機能の強化は区政の最重要課題であり、区民の期待が大きくなってきました。

(3)新宿区としての考え方

区の使命は、「区民の生命と財産を守る」ため、事故・事件等の予兆をいち早く把握し、 予防策を講じることにより災害等を未然に防止し、万一発生した事件・事故等の対策活動 を迅速かつ的確に行うことです。

具体的な対策は、各部課が対処しますが、早期に区の総合力を発揮できる態勢を整えることが重要になります。

危機の範囲は「区民の安全・安心」を基本に、初期的には幅広く捉え、事態の推移に応じて順次体制を手直ししていくと言う考え方にたって、区としての危機管理機能の強化を図ります。

区長が司令塔としての役割を効果的に果たせるように、平成 14 年度に防災課を改組・充実し、危機管理室を設置しました。ここでは防災対策のほかに、突発的な事態に対する初動措置や対策活動の指示、幅広い情報収集がおこなえるよう平素からの協力体制の構築、地域住民や地域団体との連携を図るなどを担当しています。

2 安心・安全にかかる取組み(概要)

17 年度の内容	16 年度の実績
(地域文化部)	・防犯・児童向けの安全マップ作成
・高齢者・障害者向けの安全(防犯・交通)	トロールの協力依頼
マップの印刷	・地域福祉マップ作成
・安全・安心地図情報システム	・安全・安心マップ作成
・防犯講習会の実施	
・防災・防犯ガイド作成(日本語・外国語)	
(教育委員会)	・区立中学生徒への防犯ブザーの配布
・小中学生への防犯ブザーの配布	・防犯啓発グッズ作成(パトロールパネル、
・セーフティ教室(全幼稚園、小中学校)	犯罪被害防止啓発冊子、シンちゃんシール)
・犯罪被害防止啓発冊子の作成	・子どもを守る防犯パトロール
	不審者情報伝達基準の制定
	学校災害対策要綱の制定
	・防犯教育の徹底
	・子どもの安全確保強化月間
	· 学校安全管理強化月間
	・防犯用催涙スプレーの配備(幼・小・中
	全教職員分)
	・防犯用特殊警備棒の配備(幼・小・中全
	校)
(危機管理課)	·安全推進地域活動重点地区指定 4 地区 (指
・安全推進地域活動重点地区指定 10 地区 (指	定ステッカー、団体活動用ジャンバー作
定ステッカー、団体活動用ジャンバー、周	成)
知用チラシ作成)	・防犯ブザー有償配布
・安全パトロール協力団体(活動シール、パ	・安全安心キャンペーンポスター作成
トロール用腕章作成)	・懸垂幕の購入(シネシティー広場)
・防犯設備設置補助 2団体	・防犯設備設置補助(防犯カメラ・防犯灯)
・防犯協会への事業補助	5 団体
	・安心安全ステーション整備モデル事業補
	助(歌舞伎町商店街振興組合)
	・防犯協会への事業補助

3 各種データ

※参考:区内刑法犯発生件数、少年犯罪関係「平成 16 年度 区の概況」から転載

1 区内刑法犯発生件数

区分年次	総数	殺人 強盗	放火	強姦	暴行 傷害	脅迫 恐喝	窃盗	すり	詐欺・ 偽造・ 横領・ 背任	とばく	わい せつ	その他
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
12	16, 898	111	6	8	421	150	14, 121	2, 092	473	10	81	1, 517
13	15, 393	89	7	14	473	143	12, 541	1, 683	444	7	84	1, 591
14	15, 777	84	5	11	558	126	12, 486	1, 480	536	4	68	1, 899
15	15, 523	93	2	9	546	120	11, 798	1, 525	714	6	109	2, 126
牛込	1, 685	7	0	1	57	13	1, 176	37	74	0	7	350
新宿	8, 853	56	1	8	354	74	6, 961	1, 158	344	4	64	987
戸塚	2, 481	15	1	0	69	18	1, 778	121	150	1	27	422
四谷	2, 504	15	0	0	66	15	1, 883	209	146	1	11	367

資料:警視庁 (企画部企画課)

2 少年非行等の補導人員の推移

区分 年次	総数	犯罪少年(特 別法令違反少 年含む)	触法 少年	ぐ犯 少年	不良行 為少年
	人	人	人	人	人
12	1, 775	448	7	11	1309
13	2, 250	523	15	15	1697
14	1, 920	553	12	15	1340
15	1, 724	512	9	10	1, 193

資料:警視庁 (総務部男女共同参画青少年平和課)

【用語の解説】

犯罪少年…罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。

犯罪事実が罰金以下の刑にあたる場合は、警察から直接家庭裁判所に送致され、禁固以上の 罪にあたる場合は、刑事訴訟法の一般の例に従って検察庁に送致される。

触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。

ぐ犯少年…犯罪を犯した少年ではないが、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法 令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

不良行為少年…非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、その他自己又は他人の徳性を害する 行為をしている少年をいう。

非行少年…犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。

刑法犯少年…刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。

特別法令違反少年…刑法以外の法令に違反する行為をした犯罪少年をいう。



3 非行少年等の学職別補導状況

	区分			凶	悪犯				粗暴犯				窃盗	犯	
年次・区:	X I	殺人	強盗	放火	強姦	凶器 準備 集合	暴行	傷害	恐喝	脅迫	侵入犯	自転車 盗・ オート バイ盗	万引	その 他	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
12	2	466	0	6	0	0	0	7	21	22	0	6	74	62	15
13	3	553	0	11	0	0	0	7	15	12	0	4	84	116	20
14	4	580	0	12	0	0	0	8	20	10	1	2	71	137	27
15		531	0	10	0	0	0	8	18	21	1	5	60	101	25
小中高大種等 各有職	生生生生学学	62 157 82 66 55 109		3 3 1 1 2				2 1 1 3 1	2 4 3 1 7	3 8 1 9	1	2	11 18 11 8 2 10	15 37 7 16 5 21	12 3 3 2 5

区分	知能	犯	風作	谷犯		その作	也	特別 法犯	
年次 ・区分	詐欺	横領	賭博	わい せつ	ぞう 物犯	の刑 法犯	う占離物領 が領	覚・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ぐ犯
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
12	3	0	0	1	2	160	152	76	11
13	0	0	2	0	0	197	193	70	15
14	1	0	1	2	0	194	185	79	15
15	0	0	0	3	0	187	178	83	10
小学生 中学生 高校生				3		16 54	16 50	5 15	5 2
大学生				J		47	47	9	
各種学校						33	32	3	
有職少年						14	12	19	1
無職少年						23	21	32	2

資料:警視庁

(総務部男女共同参画青少年平和課)

4 不良行為少年の学職別補導状況

	J 17103 D	1 -1-50		7 (7)								
区分 年次 ・区分	総数	飲酒	喫煙	薬物 乱用	刃物等 所持	乱暴	不正金 品要求		家出	無断 外泊	不健全 性的 行為	性的い たずら
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
12	1309	23	398	5	5	0	0	765	57	31	4	0
13	1, 697	66	544	7	3	7	0	979	45	25	3	1
14	1, 340	45	419	0	3	20	0	771	32	16	6	0
15	1, 193	39	333	0	3	23	1	698	46	21	3	0
小学生 中学生 高校生 大学生 各種学校	7 238 749 2 29	1 32 1	43 227 12		1 2	1 11 6	1	4 149 444 2 13	2 14 12	5 11	3	
有職少年	31	i	8			3		18	i			
無職少年	137	4	43					68	16	5		

区分					不健全	è娯楽				
年次・区分	不良 交友	怠学	指定 行為	風俗営 業立入	射倖 行為	わいせ つ図書 等所持	その他	金品持 ち出し	暴走 行為	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
12	1	6	3	4	0	0	0	1	6	
13	4	7	0	0	0	0	0	3	3	
14	11	5	0	10	1	0	0	0	1	
15	6	17	0	1	0	1	1	0	0	
小学生 中高大 大種 学学学生生 格職 一 無職少年	4 1 1	10 7		1		1	1			

資料:警視庁

(総務部男女共同参画青少年平和課)

5 警察署別交通事故発生状況

9 11 11 11	/// 人 // 三	, ,,,,,,,	p 1175		
区分	交通事		死傷	著	
	故発生			内訳	
年次	件数	総数	死亡	死亡 重傷	
	件	人	人	人	人
12	3, 353	3, 812	11	63	3, 738
13	3, 248	3, 697	12	52	3, 633
14	3, 179	3, 595	8	37	3, 550
15	3, 096	3, 519	6	46	3, 467
牛込署	590	672	1	7	664
新宿署	1, 203	1, 325	2	25	1, 298
戸塚署	666	760	2 3	9	748
四谷署	637	762	0	5	757

資料:警視庁 (環境土木部道とみどりの課)

6 年齡層別事故発生状況

0 中間間が手段光工状況												
	年	区分	総数	幼園児	児童	生徒	16~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60歳 以上
Γ			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		12	3, 739	23	51	22	194	1, 369	828	430	449	373
		13	3, 618	30	56	18	195	1, 258	849	386	458	368
		14	3, 538	34	62	21	146	1, 266	840	405	407	357
		15	3, 452	31	58	15	149	1, 205	824	408	398	364

資料:警視庁

(環境土木部道とみどりの課)

(警視庁 HP から)

安全・安心まちづくりの実践に向けて

守ろうよ わたしの好きな 街だから

平成16年中の刑法犯認知件数は283,326件で、前年比16,080件(5.4%)減少しました。

しかしながら、暴行、傷害などの粗暴犯や振り込め詐欺などの知能犯は増加しました。

※ 平成16年中の認知状況は、平成17年3月31日まで変更になる可能性があります。

特に「振り込め詐欺」は、都内における昨年の被害件数は 2,000件を超え、被害金額も40億円を上回りました。 また、スキミングによりキャッシュカードから現金を引き出 すなどの犯罪も発生しています。

犯罪を行おうとする者(犯罪企図者)の多くは、警察に捕まらないよう、犯罪をやりやすい相手・場所や時間帯を選んで犯罪を行っています。



また泥棒は、侵入する時間がかかれば、犯行を諦める割合が高い傾向にあります。「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に登載されているドア、窓、シャッターなどの製品は、試験の結果、現在広くみられる窃盗犯の手口に対して5分以上その侵入を阻止する能力を持っているものとなっています。

※ 防犯性能の高い建物部品目録(警察庁HP)

つまり、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、このような犯罪企図者に犯行の隙を与えないため、皆さま一人一人が防犯意識を持って、犯罪被害に遭わないための行動を心がけることが大切です。

また、住宅、道路、公園、駐車場等の私たちを取り巻く環境を、犯罪を起こしにくい環境に 整備していくことも必要です。例えば、

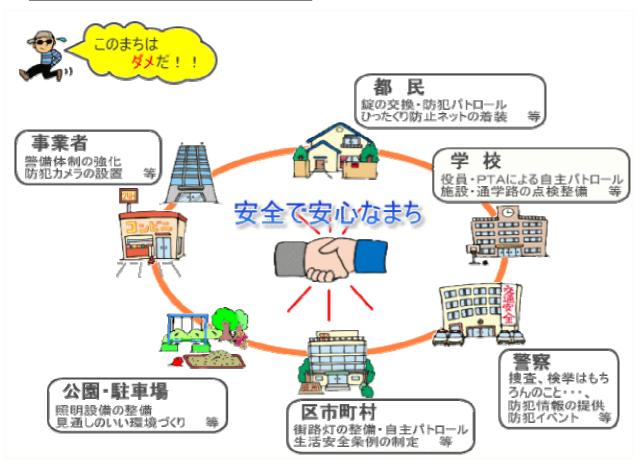
- 防犯性能の高い錠・窓ガラス等に交換する
- 〇 暗い道には街路灯を整備する
- 周囲からの見通しを妨げ、死角となる植栽を剪定する
- 身近な地域に危険箇所がないかどうかを点検して、危険箇所を改善する



など、犯罪企図者に犯行の隙を与えない、彼らが犯罪を起こしにくい街へと環境づくりを進めていくことが安全・安心まちづくりに大きな役割を果たすのです。こうした安全・安心まちづくりの推進を図るため、平成15年10月に「東京都安全・安心まちづくり条例」が施行されました。

警視庁としても、都民、事業者や防犯ボランティアの皆様方をはじめ、東京都、区市町村と連携・協力して安全・安心まちづくりに向けた取組みを推進するとともに、都民の皆様方が防犯対策を講ずる上で役に立つ情報の提供などに努めているところです。

東京防犯優良マンション・駐車場登録制度(東京防犯協会連合会 HP)



(参考) 防犯パトロールマニュアル

はじめに

日本では「水と安全はタダ」と久しく言われてきました。

しかしながら、近年、日本の治安は、ひったくり、路上強盗などの街頭犯罪の増加、ピッキング「焼き切り」等の新たな手段による侵入盗など、私達の暮ら、しを脅かす犯罪が急増し、危険水域にあると言われています。

こうした中で、自分達の力で犯罪の発生に歯止めをかけようと、地域の皆様が連帯して、 都内の各地域で防犯パトロール等の自主的な防犯活動を行う取組が拡がりつつあり、防犯 パトロール開始後に侵入盗の発生が減少するなど犯罪防止に大きな成果を挙げております。 このマニュアルは、都民の皆様が、犯罪のない安全で平穏な暮らしを守るために自主的な 防犯パトロールを行う場合に、安全に、そして効果的に実施していただく上での参考資料 として作成したものですのでご活用いただければ幸いです

~守ろうよわたしの好きな街だから~

~目次~

(はじめに)

- 1 防犯パトロールってどんなことをするの
- 2 防犯パトロールは何時・どんなところでやるの
- 3 防犯パトロールは何人位でやるの
- 4 防犯パトロールの際の服装は
- 5 防犯パトロールの際に携行する物は

(具体的実施要領)

- 1 犯罪を未然に防止するための活動
- 2 地域住民への声掛けや子どもの被害防止のための防犯指導
- 3 非行防止を目的とした青少年への声掛け
- 4 犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検や警察等への通報
- 5 犯罪や事故等を発見した際の警察等への通報
- 6 不審者(車)等を発見した際の警察への通報
- 7 幼児や児童等の通学路のパトロール

(警察からのお願い)

- ◎ 事故等の防止
- ◎ ボランティア保険への加入
- ◎ 地域での防犯活動の促進

1 防犯パトロールってどんなことをするの

犯罪のない「安全で安心して暮らせる街づくり」の実現を目指して、都民の皆様が行う 防犯パトロールは、

- ① 犯罪を未然に防止するための活動
- ② 地域住民への声掛けや防犯指導
- ③ 非行防止や子どもの被害防止を目的とした青少年等への声掛け
- ④ 犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検や警察等への通報
- ⑤ 犯罪や事故等を発見した際の警察等への通報
- ⑥ 不審者(車)等を発見した際の警察への通報
- ⑦ 幼児や小学生等の通学路のパトロール
- ⑧迷子や傷病者等の要救護者を発見した際の警察等への通報と一時的な保護 等があります。

都民の皆様による防犯パトロールは、地域住民自らが地域ぐるみで街の安心を見守っているという、犯罪者に対して大きな抑止力がある一方で、警察官が行うパトロールとは違いますので、犯罪や不審者(車)を発見したときは、絶対に実力行使はせず、警察に通報してください。

2 防犯パトロールは何時・どんなところでやるの

- 日、時間帯、場所の選定!
- 防犯パトロールは、犯罪が多発している時間帯や場所(地域)を選定し実施してく ださい。
- * 空き巣等の侵入窃盗事件が多発している住宅街
- * 幼児や小学生の通学路や公園等
- * ひったくり等の街頭犯罪や空き巣等の侵入犯罪が多発している地域
- また、多くの皆さんが参加しやすい日・時間帯・場所(地域)を選定し実施してく ださい。
- 大切なことは、一人でも多くの地域の皆さんが参加し、継続的なパトロール活動を 実施していただくことです。

3 防犯パトロールは何人位でやるの

- 防犯パトロール中に、危険な事態に巻き込まれる可能性がないとはいえません。絶対に一人(単独)では活動しないでください。
- できるだけ複数で実施し、トラブルや緊急の事態が発生した場合に、援護や連絡(1 10番等)が出来る体制で実施してください。
- パトロール中は、責任者(リーダー)を指定し、責任者の指揮のもとに集団で行動 してください。集団から離れたり単独での行動は絶対に止めてください。

4 防犯パトロールの際の服装は

防犯パトロールを実施する際には、昼・夜間を問わず、。、蛍光色等の目立つ服装で実施してくださいできるだけ帽子・ジャンバー・腕章・タスキ等を着用し、統一的な服装で実施しましょう。

靴は、活動しやすい運動靴等を使用しましょう。そうすることにより、

- 犯罪を行おうとする者や不審者に警告を発することになります。
- 地域の皆さんにパトロール中であることをアピールすることができます。
- 皆さん自身を交通事故等から守ることができます。

5 防犯パトロールの際に携行する物は

パトロールに出掛ける時には、

- 110番通報や緊急時の連絡のために、携帯。電話や警笛・防犯ブザー等を携行してください
- 夜間に実施する場合は、懐中電灯等の照明器具を必ず携行してください。
- 犯罪や不審者等を発見した場合に、記録するためのメモ帳と筆記具を携行してください。
- カメラを携行するのも効果的です(個人の撮。影には問題があります)。
- 特殊警棒や木刀、バット、ゴルフクラブ等の凶器となる物や、催眠スプレー等は携行しないでください。携行することが犯罪となる場合があります。

具体的実施要領

1 犯罪を未然に防止するための活動

皆さんのパトロール活動は、地域の犯罪防止に大きな効果があります。実施場所は地元の警察署や交番等からの地域の犯罪情報を参考にしていただき活動目的に沿った時間や 場所(地域)を選定してください。例えば、

- ひったくり等の街頭犯罪を警戒する場合には、駅周辺や人通りの少ない通り等を重点的にパトロールしてください。
- 侵入窃盗等の侵入犯罪を警戒する場合には、住宅街の裏路地等を重点的にパトロールしてください。
- 車上狙いを警戒する場合には、人通りが少なく、照明のない暗い場所にある駐車場 や死角のある立体駐車場等を重点的にパトロールしてください。
- 自転車やバイク盗等の乗り物盗を警戒する場合には、放置自転車、放置バイクの多い駅周辺や地域を重点的にパトロールしてください。

2 地域住民への声掛けや子どもの被害防止のための防犯指導

犯罪を行おうとする者は、現場を下見します。下見等の際に、住民や通行人から挨拶されたり、声を掛けられることを嫌います。相手としては「見られている。顔を覚えられた」と警戒するからです。

- 〇 パトロール中はもとより、普段から見知らぬ人にも、相手の目を見て、積極的に声を掛けてください。
 - ~「あいさつのいきかう街に空き巣なし」~
- 自転車を利用している女性やお年寄りを見かけたら、「ひったくりに注意しましょう。防犯ネットを着装しましょう」。等と注意を呼び掛けてください。
- 女性やお年寄りが人通りのない通りを通行していたら、 「表通りを通行しましょう。鞄やバッグは建物側に持ちましょう」。等と注意を呼び掛けてください。
- 公園等で、幼い子どもだけで遊んでいるのを見かけたら、周囲に不審な人(車)がいないか確認し、子供達に
- ・知らない人に付いて行かない
- ・知らない人の車に乗らない
- ・早く家に帰る 等と注意を呼び掛けてください。

3 非行防止を目的とした青少年への声掛け

青少年に対しては、次のような行為を見かけたら、積極的に声を掛け注意してください。 その際、少年達が注意を聞かず、不良行為等を止めない場合は、警察に通報してください。

- 少年達が、夜間、公園、ゲームセンター、コンビニ等でたむろしているとき
- 少年達が、飲酒・喫煙等の不良行為をしているとき
- 自転車等に二人乗りしているとき

4 犯罪や事故が発生しやすい危険な場所の点検や警察等への通報

皆さんの周りには、犯罪や事故等を誘発する危険な場所や地域はありませんか? パトロールの際に、点検してください。

- ◎ 点検する場所等は
 - 過去に、ひったくりや性犯罪、放火、車上狙い、子どもへの声掛け事案等の犯罪が 発生した場所や地域を重点的にパトロールして点検してください。
 - 公園や空き地等、子供達が利用する場所や通学路に、周囲からの見通しを妨げる植 栽、フェンスなど、死角となる場所は無いか点検してください。
 - 街路灯(防犯灯)は点灯(設置)しているか、危険な交差点は無いか点検してください。

5 犯罪や事故等を発見した際の警察等への通報

犯罪現場や事故現場等には、皆さんの他にも目撃している方がおられると思いますが、 人任せにすることなく積極的に110番通報してください。そして、目撃した時間や状況 等をメモしておいてください。

- 110番通報の際には、慌てることなく係員からの質問に順序よく応えてください。
- 自宅の電話や携帯電話(PHS) からの通報は、110番又は119番を直接ダイヤル してください。
- 公衆電話の場合は、通報ボタンを押し、110番又は119番をダイヤルしてください。
- 住居表示が無く、町名番地が分からないときは、
 - ・「交通標識」の支柱に表示してある番号
 - ・「交通信号機」の制御機に表示してある番号
 - ・東京電力の「電柱」に表示してある番号 を係員に知らせてください。
- 都県境での携帯電話からの110番の場合には、他府県の警察本部に掛かる場合も ありますが、その様な場合でも、県警察から警視庁へすぐに連絡されますので、通常 通り、通話してください。

6 不審者(車)等を発見した際の警察への通報

「あれ! 変だなー」と感じたら、迷わず110番等で通報してください。

- 不審者(車)等を発見しても、声を掛けたり、捕まえようとはしないでください。 相手から反撃される場合がありますので、警察に通報し、警察官が現場に来るまで不 審者等の行動を監視してください。
- 110番が出来ない場合には、どなたか一人がその場所を離れて110番通報するか、通行人等に110番通報を依頼し、皆さんは、現場で不審者の行動を監視してください。
- 不審者等を発見した場合は、その者の性別、年齢、服装、身長、体格、髪型、所持 品等をできるだけメモするようにしてください。
- 車やオートバイ等の場合は、色、型、ナンバー、乗車人員、ヘルメットの色や逃走 方向(進行方向)等をできるだけメモするようにしてください。

7 幼児や児童等の通学路のパトロール

最近、全国各地で児童等を連れ去る事件や声かけ事件が増えています。

- パトロール中は、通学路に不審な人(車)がないか確認してください。
- 子供達には、集団で登下校するなど、積極的に声を掛け、注意を喚起してください。
- 子供達が危険な遊びをしていたら、その場で注意し、学校関係者にも連絡してください。

警察からのお願い

◎事故等の防止

パトロールは、交通事故や負傷事故等に遭わないように、十分に注意して実施してください。そのためには、交通ルールを守るほか、周囲の状況に十分に注意して実施してください。

また、昼・夜間を問わず、蛍光色の目立つ服装で団体で行動し、夜間は、懐中電灯等の照明器具を必ず使用してください。

◎ ボランティア保険への加入

皆さんは、事故等に遭わないように、十分に注意してパトロールを実施されていると思いますが、思わぬ事故等に遭遇し、負傷することも考えられますので、是非、ボランティア保険への加入をお勧めします。

ボランティア保険につきましては、地元の警察署の防犯係に相談してください。

◎地域での防犯活動の促進

近年、地域住民の皆さんによる防犯パトロール等の防犯への取組が都内各地で拡がりつつあり、犯罪防止に大きな成果を挙げております。

地域住民の皆さんによる防犯パトロールは、地域住民の皆さんが、自ら、地域ぐるみで 街の安全を見守っていることをアピールることで、犯罪者の側からみれば、その地域で通 行人とすれ違うだけでも、自分が「見られているのではないか。通報されてしまうのでは ないか」との危機感を抱かせ、犯罪者が寄りつきにくくなる、という大きな抑止効果があ ります。「安全で安心して暮らせる街づくり」の実現に向け、一人でも多くの方に参加し ていただくこと、また、継続的に実施していただくことが大切です。

生活安全総務課生活安全対策第一係 3581-4321(代表)